

■点検項目 18 関係（待遇等に関する情報の提供）

(1) 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供義務の趣旨

派遣元事業主が派遣先均等・均衡方式により派遣労働者の待遇を確保する場合、派遣先に雇用される通常の労働者との間で均等・均衡待遇を確保しなければなりません（派遣法 30 の 3）。派遣元事業主は、派遣労働者の均等・均衡待遇を確保するため、派遣先の労働者の待遇等に関する情報が必要となります。

このため、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者に対し、労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、比較対象労働者の待遇等に関する情報を派遣元事業主に提供する義務を課す（派遣法 26⑦）とともに、派遣元事業主は、当該情報提供がないときは、労働者派遣契約を締結してはならないこととされています（派遣法 26⑨）。

また、派遣元事業主が労使協定方式により派遣労働者の待遇を確保する場合、比較対象労働者の選定は不要ですが、下記(4)イのとおり、情報を提供することが必要です。

(2) 比較対象労働者の内容

比較対象労働者とは、次に掲げる労働者であり、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所全体の労働者が対象となります（派遣法 26⑧、派遣則 24 の 5）。

- ① 職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者
- ② ①に該当する労働者がいない場合にあっては、職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者
- ③ ①及び②に該当する労働者がいない場合にあっては、業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者
- ④ ①～③に該当する労働者がいない場合にあっては、職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者
- ⑤ ①～④に該当する労働者がいない場合にあっては、①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者（労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が雇用する通常の労働者の待遇との間で不合理な待遇差がない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤に該当する労働者がいない場合にあっては、派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者

(3) 情報提供の方法

比較対象労働者の待遇に関する情報提供については、労働者派遣契約の締結に際し、あらかじめ、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から派遣元事業主に対して、情報提供すべき事項に係る書面の交付若しくはファクシミリを利用してする送信又は電子メール等の送信をすることにより行わなければならない（派遣則 24 の 3 ①）。

(4) 情報提供すべき事項

上記(3)の方法により、以下に掲げる情報を提供しなければならないこととされています。

ア 労働者派遣契約に、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定しないことを定める場合

- ① 比較対象労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態
- ② 比較対象労働者を選定した理由
- ③ 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合には、その旨を含む。）
- ④ 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び当該待遇を行う目的
- ⑤ 比較対象労働者の待遇のそれぞれについて、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇に係る決定をするに当たって考慮したもの

イ 労働者派遣契約に、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定することを定める場合

- ① 派遣先が派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者に対して行う業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練（当該教育訓練がない場合には、その旨）
- ② 派遣先が派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室）の内容（当該福利厚生施設がない場合には、その旨）